

条項	見出し	仮設許可、仮設建築物による緩和		参考
		緩和可	備考	
法第19条	敷地の衛生及び安全	—	—	
	令第3章第1節 (第36条～第36条の4)	総則	—	
	令第3章第2節 (第37条～第39条)	構造部材等	令第147条で令第37条(構造部材の耐久)は適用除外	
	令第3章第3節 (第40条～第50条)	木造	令第147条で令第46(軸組)、第49条(防腐措置)は適用除外	
	令第3章第4節 (第51条～第62条)	組積造	—	
	令第3章第4節の2 (第62条の2～第62条の8)	補強コンクリートブロック造	—	
	令第3章第5節 (第63条～第70条)	鉄骨造	令第147条で令第67(接合)、第70条(柱の防火被覆)は適用除外	
	令第3章第6節 (第71条～第79条)	鉄筋コンクリート造	—	
	令第3章第6節の2 (第79条の2～第79条の4)	鉄骨鉄筋コンクリート造	—	
	令第3章第7節 (第80条)	無筋コンクリート造	—	
法第20条	令第3章第7節の2 (第80条の2～第80条の3)	構造方法に関する補則	—	
	令第3章第8節 (第81条第1項 大臣認定)	構造計算	○ 令第147条第1項で適用除外。	★仮設許可基準第4第2項で準用
	令第3章第8節 (第81条第2項第一号イ ルート3)	構造計算	○ 令第147条第1項で適用除外。	★仮設許可基準第4第2項で準用
	令第3章第8節 (第81条第2項第一号ロ 限界耐力)	構造計算	○ 令第147条第1項で適用除外。	★仮設許可基準第4第2項で準用
	令第3章第8節 (第81条第2項第二号イ ルート2)	構造計算	○ 令第147条第1項で適用除外。	★仮設許可基準第4第2項で準用
	令第3章第8節 (第81条第3項 ルート1)	構造計算	○ 令第147条第1項で適用除外。	★仮設許可基準第4第2項で準用
	令第129条の2の3 (第3号)	建築設備の構造強度	—	
	施行規則第8条の3	枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法	—	
	法第21条	大規模の建築物の主要構造部等	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第22条	屋根	○ 法第85条第6項で適用除外	対象区域外
法第2章	法第23条	外壁	○ 法第85条第6項で適用除外	対象区域外
	法第24条	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	○ 法第85条第6項で適用除外	対象区域外
	法第25条	大規模な木造建築物等の外壁等	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第26条	防火壁等	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第27条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	○ 法第85条第6項で適用除外	非特建なら適用対象外
	法第28条	居室の採光及び換気	—	居室無しなら適用対象外
	法第28条の2	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置	—	適用あり
	法第29条	地階における住宅等の居室	—	用途対象外。会場内に住宅・学校・病院・寄宿舎無し
	法第30条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁	—	用途対象外。会場内に長屋・共同住宅無し
	法第31条	便所	○ 法第85条第6項で適用除外	
法第35条	法第32条	電気設備	—	
	法第33条	避雷設備	—	+20m以下なら適用対象外
	法第34条	昇降機	第2項(非常用EV)は適用除外	昇降機設置無しなら適用対象外
	令第5章第2節 (令第117条～第126条)	廊下・避難階段及び出入口	—	
	令第5章第3節 (令第129条の2・令第126条の3)	排煙設備	—	
	令第5章第4節 (令第126条の4・令第126条の5)	非常用の照明装置	—	
	令第5章第5節 (令第126条の6・令第126条の7)	非常用の進入口	—	2階建て以下なら適用対象外
	令第5章第6節 (令第127条～第128条の3)	敷地内の避難上及び消火上必要な通路等	—	★注意
	法第35条の2	特殊建築物等の内装	○ 法第85条第6項で適用除外	★仮設許可基準第4第3項から内装制限がある場合がある
	法第35条の3	無窓の居室等の主要構造部	○ 法第85条第6項で適用除外	
法第36条	令第2章第2節	居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法	令第22条(居室の床の高さ)は適用除外	
	令第2章第3節	階段	—	
	令第109条の2の2	主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角	—	
	令第112条	防火区画	○ 令第147条第1項で適用除外	
	令第114条	建築物の界壁・間仕切壁及び隔壁	○ 令第147条第1項で適用除外	
	令第129条の2の3 (第2号)	建築設備の構造強度	—	
	令第2章第4節 (令第28条～第35条)	便所	令第28条～第30条は令第147条第1項で適用除外	
	令第115条	建築物に設ける煙突	—	
	令第129条の2の4	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	—	
	令第129条の2の5	換気設備	—	
法第37条	令第129条の2の6	冷却塔設備	—	
	令第5章の4第2節	昇降機	—	
	建築材料の品質	○ 法第85条第6項で適用除外		
	法第38条	特殊の構造方法又は建築材料	—	
	法第39条	災害危険区域	—	対象区域外。(府条例へ委任) 大阪市内に災害危険区域無し
	法第40条	地方公共団体の条例による制限の附加	—	(府条例へ委任) 別途
条項	見出し	緩和可	備考	参考
法第41条の2	適用区域	○ 法第85条第6項で適用除外		
	法第42条	道路の定義	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第43条	敷地等と道路との関係	○ 法第85条第6項で適用除外 ※府条例も適用除外	
	法第43条の2	その敷地が4メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第44条	道路内の建築制限	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外。万博会場内に道路内建築物無し
	法第45条	私道の変更又は廃止の制限	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外。万博会場内に道路(私道)無し
	法第46条	壁面線の指定	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外。壁面線の指定なし
	法第47条	壁面線による建築制限	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外。壁面線の指定なし
	法第48条	用途地域等	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外。特別用途地域内のため法第48条の適用無し
	法第49条	特別用途地区	○ 法第85条第6項で適用除外	万博会場内に禁止用途無し
法第3章	法第49条の2	特定用途制限地域	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地域外
	法第50条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	○ 法第85条第6項で適用除外	？ 条例無し？
	法第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	○ 法第85条第6項で適用除外	用途対象外
	法第52条	容積率	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第53条	建蔽率	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第53条の2	建築物の敷地面積	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外。敷地面積の最低限度の規定なし
	法第54条	第一種低層住居専用地域等における外壁の後退距離	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地域外
	法第55条	第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの限度	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地域外
	法第56条	建築物の各部分の高さ	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	○ 法第85条第6項で適用除外 ※府条例・市条例も適用除外	日影対象区域外。商業地域又は準工業地域(埋立地)
法第57条	法第57条の2	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外
	法第57条の3	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地区外
	法第57条の4	指定の取消し	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地区外
	法第57条の5	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地区外
	法第57条の5	高層住居誘導地区	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地区外
	法第58条	高度地区	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地区外
	法第59条	高度利用地区	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地区外
	法第59条の2	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外。総合設計の適用無し
	法第60条	特定街区	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外。特定街区の指定なし
	法第60条の2	都市再生特別地区	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地区外
法第61条	法第60条の2の2	居住環境向上用途誘導地区	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地区外
	法第61条	防火地域及び準防火地域内の建築物	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第62条	屋根	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第63条	隣地境界線に接する外壁	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第64条	看板等の防火措置	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第65条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外。万博会場全体が準防火地域
	法第66条	第38条の準用	○ 法第85条第6項で適用除外	
	法第67条	特定防災街区整備地区	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地区外
	法第68条	景観地区	○ 法第85条第6項で適用除外	対象地区外
	法第68条の2	市町村の条例に基づく制限	○ 法第85条第6項で適用除外	適用対象外。地区計画の適用無し
法第6章	法第68条の3～法第68条の9	(地区計画による緩和・特例)	○ 法第85条第6項で適用除外	地区計画による緩和・特例の適用無し
	法第68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限	○ 法第85条第6項で適用除外	対象区域外
	法第84条の2	簡易な構造の建築物に対する制限の緩和	—	仮設許可による緩和内容に内包
	法第85条	仮設建築物に対する制限の緩和	(当該規定)	(当該規定)
	法第85条の2	景観重要建築物である建築物に対する制限の緩和	—	適用対象外
	法第85条の3	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和	—	対象地区外
	法第86条～法第86条の6	(一団地による緩和・特例)	—	適用対象外。一団地の適用無し
	法第86条の7～法第86条の9	(既存不適格による緩和)	—	適用対象外。既存建物無し
	法第87条の3	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和	—	適用対象外。既存建物無し
	法第108条の3	耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準	—	
法その他	令第128条の6	避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用	—	
	令第129条	避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用	—	
	令第129条の2	避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用	—	

条項	見出し	仮設許可、仮設建築物による緩和		参考
		緩和可	備考	
関係規定	消防法第9条	火災予防条例	—	—
	消防法第9条の2	住宅用火災警報器	—	—
	消防法第15条	映写室	—	用途対象外。会場内に住宅無し
	消防法第17条	消防の設備等	—	—
	屋外広告物法第3条	広告物の表示等の禁止	—	—
	屋外広告物法第4条	広告物の表示等の制限	—	—
	屋外広告物法第5条	広告物の表示の方法等の基準	—	—
	港湾法第40条第1項	分区内の規制	—	—
	高圧ガス保安法第24条	家庭用設備の設置等	—	—
	ガス事業法第62条	基準適合義務	—	—
	駐車場法第20条	建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置	○ 仮設建築物は適用除外(駐車場条例第10条)	対象地区外。会場内に臨港地区無し
	水道法第16条	給水装置の構造及び材質	—	—
	下水道法第10条第1項	排水設備の設置等	—	—
	下水道法第25条の2	都市下水路に接続する特定排水施設の構造	—	—
	下水道法第30条第1項	宅地造成等規制法第8条第1項	—	大阪市内に宅地造成工事規制区域なし
	宅地造成等規制法第12条第1項	変更の許可等	—	大阪市内に宅地造成工事規制区域なし
	流通業務市街地・法律第5条第1項	流通業務地区内の規制	—	大阪市内に流通業務地区なし
	液石法律第38条の2	基準適合義務	—	—
	都市計画法第29条第1項又は第2項	開発行為の許可	○ 仮設建築物は適用除外(令第22条第一号)	—
	都市計画法第35条の2第1項	変更の許可等	○ 仮設建築物は適用除外(令第22条第一号)	—
	都市計画法第41条第2項	建築物の建ぺい率等の指定	—	用途地域の指定あるため対象外
	都市計画法第42条	開発許可を受けた土地における建築等の制限	—	—
	都市計画法第43条第1項	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限	—	市街化区域のため対象外
	都市計画法第53条第1項	建築の許可	—	★都市計画施設:北港テクノポート線、都市計画道路
	特定空港・特別措置法第5条第1項	航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等	—	大阪市内に航空機騒音障害防止地区なし
	特定空港・特別措置法第5条第2項及び第3項	航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等	—	大阪市内に航空機騒音障害防止特別地区なし
	駐輪場法第5条第4項	自転車等の駐車対策の総合的推進	—	—
	浄化槽法第3条の2第1項	排水設備の技術上の基準に関する特例	—	?
	特定都市河川最水被害対策法第10条	排水設備の技術上の基準に関する特例	—	此花区は寝屋川流域外
	バリアフリー法第14条	緑化率	—	★別途
	都市緑地法第35条	一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例	—	対象区域外
	都市緑地法第36条	地区計画等の区域内における緑化率規制	—	対象区域外
	都市緑地法第39条第1項	建築物省エネ法第11条第1項	○ 仮設建築物は適用除外(法第18条第三号、令第7条第3項第三号)	対象区域外
府市条例	条例第2章(条例第3条～第4条の2)	災害危険区域	—	対象区域外。大阪市内に災害危険区域無し
	条例第3章(条例第5条～第6条の3)	建築物の敷地、構造及び建築設備	○ 仮設建築物は適用除外(条例第77条)	適用無し
	条例第4章(条例第7条～第54条)	特殊建築物	○ 仮設建築物は適用除外(条例第77条)	適用無し
	条例第5章(条例第55条～第67条)	(削除)	—	(削除)
	条例第6章(条例第66条～第68条)	都市計画区域内の建築物又はその敷地と道路との関係	○ 条例委任根拠(法第43条第3項)が適用除外	—
	条例第7章(条例第69条)	日影による中高層の建築物の高さの制限	○ 条例委任根拠(法第56条の2第1項)が適用除外	適用対象外。市条例を適用
市条例	条例第3条の2	耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない建築物	—	適用対象外。準工60%及び商業は条例対象外
	条例第3条の3	個室ビデオ店等に係る制限の附加	—	用途対象外。会場内に個室ビデオ店等無し
	条例第5条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定	○ 条例委任根拠(法第56条の2第1項)が適用除外	日影対象区域外。商業地域又は準工業地域(埋立地)
福祉関係	バリアフリー法第14条第1項	特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等	—	2000m未満は適用除外
	法第3項	大阪府福祉のまちづくり条例第11条	特別特定建築物に追加する特別特定建築物	※条例第11条より法第85条第7項の仮設建築物は適用対象となる
		大阪府福祉のまちづくり条例第12条	基準適合義務の対象とする特別特定建築物の建築の規模	※条例第11条より法第85条第7項の仮設建築物は適用対象となる
		大阪府福祉のまちづくり条例第13条	建築物移動等円滑化基準に付加する事項	※条例第11条より法第85条第7項の仮設建築物は適用対象となる
開発関係	大阪府福祉のまちづくり条例第5章(条例第40条～第49条)	事前協議及び改善計画等	—	※条例第11条より法第85条第7項の仮設建築物は適用対象となる
	大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第3章	特別特定建築物、追加対象建築物及び特別特定公共物の整備	○ 仮設建築物は適用除外(要項第2条第一号)	—
	都市計画法第29条第1項又は第2項	開発行為の許可	○ 仮設建築物は適用除外(令第22条第一号)	—
景観	大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領第3条	事前協議	○ 仮設建築物は適用除外(要領第2条、実施基準第11第4項第5号)	—
	大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領第32条	準大規模建築物	○ 仮設建築物は適用除外(大規模建築物の事前協議に準じる)	—
緑化	景観法第62条	(景観地区内の)建築物の形態意匠の制限	—	対象地区外。景観地区的指定なし
	景観計画区域の届出及び勧告等	○ 仮設建築物は適用除外(条例第16条、当該地は景観計画区域「臨海景観形成区域」)	—	—
ゴミ保管	大阪府自然環境保全条例第33条	大規模施設の緑化義務	○ 適用除外とする方針(条例第35条第二号)	敷地面積1000m ² 以上が緑化義務対象・届出必要
	大阪市みどりのまちづくり条例第12条	建築物の新築等をする場合の緑化義務	○ (2)	敷地面積1000m ² 以上が緑化義務対象・届出必要
大店法	一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱第2条	(ゴミ保管施設の)設置義務	○ ?	延べ面積が2,000m ² 以上の建物
	大規模小売店舗立地法第5条	大規模小売店舗の新設に関する届出等	—	届出対象規模は建物単位で店舗面積1000m ² 超え(法第2条第2号)
防災計画	高層建築物等の防災措置に関する要綱第5条	防災計画書の作成	○ 万博会場内の建物は、要綱第4条第2項の適用無し(行政ヒアリングによる)	—
	建築計画の事前公開に関する指導要綱	—	○ 仮設建築物は適用除外(要綱第3条)	適用無し
条項	見出し	緩和可	備考	参考
2025年 仮設建築 物 許可基準	基準第1～第3	目的、用語の定義、適用範囲	—	—
	基準第4 第1項	(1) (2) (3)	空地等又は管理用通路への接道 空地等又は管理用通路への接道(劇場等及び展示場等)	— (劇場等又は展示場等に限り適用)
	基準第4 第2項	建蔽率の限度及び敷地周囲の空地	—	—
	基準第4 第3項	構造耐力	—	—
	基準第4 第4項	内装制限	—	(劇場等又は展示場等に限り適用)
	基準第4 第5項	劇場等の客席部の定員	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(1)	避難階における客用に供する屋外への出口	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(2)	椅子席の構造	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(3)	段床に客席を設ける場合の構造	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(4)ア	屋内の客席部の縦通路の幅員・横通路の配置	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(4)イ	屋内の客席部の傾斜路の構造	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(5)ア	客席部の縦通路の構造	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(5)イ	客席部の横通路の構造	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(5)ウ	客席部の出入口の数	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(6)	客席部の出入口の配置	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(7)	客席部の出入口の幅・出入口の戸	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(8)	客席部の廊下の構造	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(9)～(10)	劇場等又は劇場等の用途に供する部分の出入口の数・出入口の配置	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(11)	劇場等又は劇場等の用途に供する部分の出入口の幅・出入口の戸	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(12)	客用の階段の配置	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(13)	客用の階段の幅・階段の出入口の幅・階段の出入口の戸	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(14)	階段の共用の制限	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(15)	避難階における階段の出口の幅・階段の出口の戸	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(16)	避難階における階段から外までの経路	—	(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場に限り)
	(17)	2以上の直通階段の設置	—	(展示場、遊技場、飲食店及び物販店舗に限り適用)
	基準第4 第6項	避難階における屋外への出口の配置	—	(展示場、遊技場、飲食店及び物販店舗に限り適用)
	展示場等の構造	避難階における主たる屋外への出口の幅	—	(展示場、遊技場、飲食店及び物販店舗に限り適用)
		避難階における屋外への出口からの敷地内通路	—	(展示場、遊技場、飲食店及び物販店舗に限り適用)
基準第4 第7項	建築設備	—	—	—
基準第5	第4の基準に定める許可基準に寄らない許可	—	—	—
基準第6	条件の付加	—	—	—
基準第7	申請手続	—	—	—